

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市区の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市区の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市区の設置等に関する条例（平成23年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに区の事務所及びその出張所の設置」を「、区の事務所及びその出張所の設置並びに区の事務所が分掌する事務」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（区の事務所が分掌する事務）

第5条 区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- （1） 区のまちづくりに関すること。
- （2） 区の住民生活に関すること。
- （3） 区の保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。
- （4） 法令等に基づき区において処理することとされる事務に関すること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）の施行に伴い、区の事務所が分掌する事務を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。